

建築基準法第 1 2 条第 5 項の規定に基づく

建築物の施工状況報告書

(第一面)

建築基準法第 1 2 条第 5 項の規定に基づき報告を求められた建築物の施工等の状況を次のとおり報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁

様

年 月 日

報告者  
(被確認通知者)  
住所

氏名 印  
電話番号

調査者氏名 印

【調査者資格】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
(事務所名 )

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】 FAX

※受付欄	※消防関係意見欄	※決裁・受理番号欄

○添付図書

建築基準法施行規則第 1 条の 3 の表に規定する(イ)項, (ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書を添付してください。

建築主等の概要

---

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

---

【2. (当初確認申請・12条報告) 代理者】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
(事務所名 )
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ハ. 電話番号】 FAX

---

【3. 設計者】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
(事務所名 )
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ハ. 電話番号】

---

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】

---

【5. 工事監理者】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
(事務所名 )
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ハ. 電話番号】

---

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可 ( ) 第 号  
(会社名・営業所名 )
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】

---

【7. 備考】 (建物の名称又は工事名)

---

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

- 都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)
- 準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域等】 防火地域 準防火地域 指定なし

【※5. その他の区域, 地域, 地区, 街区】

【6. 道路】

【イ. 幅員】 ( ) ( ) m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 ( ) ( ) m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) ( ) ( ) ( ) ( )

(2) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 用途地域等】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項の規定による建築物の容積率】

( ) ( ) ( ) ( )

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】

( ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) ( ) ( ) (2) ( ) ( )

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分番号 ) (具体的用途 )

【9. 工事種別】

- 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10. 建築面積】 (報告部分, 報告以外の部分は小数点第3位以下切り捨てて記入して下さい。) (報告部分 ) (報告以外の部分) (合計 )

【イ. 建築面積】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 建ぺい率】 ( ) (%)

【11. 延べ面積】 (報告部分 ) (報告以外の部分) (合計 )

【イ. 建築物全体】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 地階の住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ニ. 自動車車庫等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ヘ. 延べ面積】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ト. 延べ面積の敷地面積に対する割合】 ( ) (%)

【12. 建築物の数】

【イ. 報告に係る建築物の数】 ( )

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 ( )

【13. 建築物の高さ等】 (報告に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 階数】 地上 ( ) ( ) ( ) ( )

地下 ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. 構造】 造 一部 造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは特例の区分】 道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ不適用

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【16. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【17. 指定特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 年 月 日 ( )

(第 回) 年 月 日 ( )

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 用途】 (区分記号 ) (具体的な用途名 )  
( ) ( )  
( ) ( )  
( ) ( )  
( ) ( )

【3. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 造 一部 造

【5. 耐火建築物】

耐火建築物 準耐火建築物 (イー1) 準耐火建築物 (ロー1)  
その他 準耐火建築物 (イー2) 準耐火建築物 (ロー2)

【6. 階数】

【イ. 地階を除く階数】

【ロ. 地階の階数】

【ハ. 昇降機塔等の階の数】

【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【7. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【8. 建築設備の種類】 電気 ガス 給水 排水 換気 スプリンクラー  
消火栓 排煙 避雷設備 昇降機 その他 ( )

【9. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項の規定による  
確認の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、建築基準法施行令  
第13条の2各号に掲げる建築物の区分】 第1号 第2号 第3号 第4号

【ハ. 建築基準法施行令第13条の2第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、  
当該認定型式の認定番号】 ( )

【10. 床面積】 (報告部分 ) (報告以外の部分) (合計 )  
【イ. 階別】 (階) ( ) ( ) ( )  
【ロ. 合計】 ( ) ( ) ( )

【11. 屋根】

【12. 外壁】

【13. 軒裏】

【14. 居室の床の高さ】

【15. 便所の種類】 公共下水 浄化槽 ( 新設 既設・単独 合併 ) ( ) 人槽  
農業集落排水 団地集中合併 くみ取り 無し

【16. その他必要な事項】

【17. 備考】

建築物の階別概要

---

【1. 番号】

---

【2. 階】

---

【3. 柱の小径】

---

【4. 横架材間の垂直距離】

---

【5. 階の高さ】

---

【6. 居室の天井の高さ】

---

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分記号)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	( )
【イ】	( )	( )	( )	( )
【ロ】	( )	( )	( )	( )
【ハ】	( )	( )	( )	( )
【ニ】	( )	( )	( )	( )
【ホ】	( )	( )	( )	( )
【ヘ】	( )	( )	( )	( )

---

【8. その他必要な事項】

---

【9. 備考】

---

建築物の階別概要

---

【1. 番号】

---

【2. 階】

---

【3. 柱の小径】

---

【4. 横架材間の垂直距離】

---

【5. 階の高さ】

---

【6. 居室の天井の高さ】

---

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分記号)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	( )
【イ】	( )	( )	( )	( )
【ロ】	( )	( )	( )	( )
【ハ】	( )	( )	( )	( )
【ニ】	( )	( )	( )	( )
【ホ】	( )	( )	( )	( )
【ヘ】	( )	( )	( )	( )

---

【8. その他必要な事項】

---

【9. 備考】

---

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

報告者又は調査者の氏名の記載を自署で行い、押印すること。

3. 第二面関係

- ① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主からの委任を受けて申請及び報告を行う者がいる場合においては、当初確認申請及び12条報告についてそれぞれ2欄に記入してください。
- ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 設計者は、当初確認申請に記載された者を記入してください。確認申請がなされていない場合は、実際に設計を行った者を記入してください。
- ⑤ 設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑥ 4欄は、建築士法第20条第4項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を書いてください。
- ⑦ 5欄及び6欄は、それぞれ実際に工事監理又は工事施工を行った者を記入してください。
- ⑧ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
- ③ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ④ 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑤ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第4号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下、「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。  
「イ」(2)は、同法第52条第9項の規定を適用する場合において、同条第10項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑥ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑦ 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。

- ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第5項若しくは第6項に該当する場合又は同条第9項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第5項若しくは第6項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第9項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑨ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57の2第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。
- ⑩ 8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ⑪ 9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑬ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑯ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ホ」に住宅の用途に供する部分の床面積を書いてください。
- ⑰ 11欄の「へ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第9項の規定を適用する場合においては、「ト」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。
- ⑱ 12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。
- ⑲ 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
- ⑳ 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- 21 14欄は、建築物及びその敷地に関して許可・認定等（型式適合認定・構造方法等の認定を除く）を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等（型式適合認定・構造方法等の認定を除く。）の番号並びに許可・認定等（型式適合認定・構造方法等の認定を除く。）を受けた日付について記入してください。
- 22 7欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ト」は、百分率を用いてください。
- 23 ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 5. 第四面関係

- ① この書類は、報告建築物ごと（延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。以下同じ。）に作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

- ③ 1 欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、報告建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑤ 3 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 5 欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物（イー1）」（建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第115条の2の2第1項第1号に掲げる技術的基準に適合するものをいう。）、「準耐火建築物（イー2）」（同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物（準耐火建築物（イー1）に該当するものを除く。）をいう。）、「準耐火建築物（ロー1）」（同法施行令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「準耐火建築物（ロー2）」（同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）又は「その他」のうち該当するものを記入してください。
- ⑦ 6 欄の「ハ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
- ⑧ 6 欄の「ニ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
- ⑨ 8 欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。
- ⑩ 9 欄の「イ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 9 欄の「ロ」は、建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。
- ⑫ 10 欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑬ 14 欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
- ⑭ 15 欄は、「水洗」、「くみ取り」又は「くみ取り（改良）」のうち該当するものを記入してください。
- ⑮ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、16 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑯ 報告建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、17 欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。

## 6. 第五面関係

- ① この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- ② この書類は、各報告建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3 欄から8 欄まで、木造以外の場合は5 欄から8 欄までの記載内容が同じときは、2 欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて1 枚とすることができます。
- ③ 1 欄は、第一号様式の第四面の1 欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- ④ 3 欄及び4 欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- ⑤ 7 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

## 別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
幼稚園	08070
小学校	08080
中学校又は高等学校	08090
養護学校、盲学校又は聾学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	08170
保育所その他これらに類するもの	08180
助産所	08190
児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。）	08210
隣保館	08220
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便局	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330
工場（自動車修理工場を除く。）	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	08440
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用す	08456

る場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービスを営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
その他	08990

